

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可等の申請に関する審査基準及び細部取扱について

<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可等の申請に関する審査基準について</p> <p>(制定 平成14年1月18日 近運旅二公示第 9号)  (改正 平成14年7月1日 近運自二公示第 1号)  (改正 平成16年3月31日 近運自二公示第69号)  (改正 平成16年4月1日 近運自二公示第73号)  (改正 平成16年7月27日 近運自二公示第17号)  (改正 平成16年11月8日 近運自二公示第43号)  (改正 平成17年2月21日 近運自二公示第60号)  (改正 平成17年4月28日 近運自二公示第 9号)  (改正 平成18年3月30日 近運自二公示第63号)  (改正 平成18年9月29日 近運自二公示第24号)  (改正 平成19年3月30日 近運自二公示第54号)  (改正 平成19年8月13日 近運自二公示第22号)  (改正 平成20年6月30日 近運自二公示第21号)  (改正 平成21年3月11日 近運自二公示第70号)  (改正 平成21年10月1日 近運自二公示第43号)</p>	<p>「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」の細部取扱について</p> <p>(平成14年1月18日 近運旅二第 178号)  (平成14年7月1日 近運自二第 2号)  (平成16年3月31日 近運自二第1318号)  (平成16年4月1日 近運自二第1320号)  (平成16年7月27日 近運自二第 499号)  (平成16年11月8日 近運自二第 913号)  (平成17年2月21日 近運自二第1359号)  (平成17年4月28日 近運自二第 144号)  (平成18年3月30日 近運自二第1670号)  (平成18年9月29日 近運自二第 698号)  (平成19年3月30日 近運自二第1279号)  (平成19年8月13日 近運自二第 409号)  (平成20年6月30日 近運自二第 285号)  (平成21年3月11日 近運自二第1078号)  (平成21年10月1日 近運自二第 615号)</p>
<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び事業計画の変更、譲渡譲受、合併、分割又は相続、運送約款の認可等の申請について、平成14年2月1日からの改正道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年10月1日</p> <p>近畿運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）  (1) 営業区域</p>	<p>平成21年10月1日</p> <p>近畿運輸局 自動車交通部長</p> <p>平成14年2月1日からの改正道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）施行に伴い、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可等の申請に関する審査基準について（制定平成14年1月18日付け近運旅二公示第9号）」は、平成21年10月1日付け近運自二公示第43号をもって改正公示したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事務処理に係る細部の取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 許可  (1) 営業区域</p>

- ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が別表に定める営業区域を単位とするものであること。  
ただし、別表に定めのない営業区域については、原則として、市郡単位として設定されているものであること。
- ② 営業区域に営業所を設置するものであること。

(2) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内にあること。なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。
- ② 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。

- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。
- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(4) 最低車両数

- ① 申請する営業区域において、別表に定める車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。  
なお、当該最低車両数については、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないこととする。
- ② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合

(2) 営業所

②について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

③について

- ・ 関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

(3) 事業用自動車

- ・ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 最低車両数

①について

- ・ 10両または5両若しくは③の最低車両数については、通常のタクシー、ハイヤー事業を実施する上で適切と認められる事業規模の基準であることから、当該最低車両数の算定においては、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないこととする。

にあつては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を設置するものであること。

- ③ ①及び②について、別表に定めのない地域については、2両以上とする。また、離島等これらの基準により難しいものとして近畿運輸局長が認める地域については、これによらないことができるものとする。

③について

・平成21年10月1日において、本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であつて、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない別表に定める島しょ部については、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して申請があつた場合には、当分の間1両とする。

・平成21年10月1日において、一般乗用旅客自動車運送事業者（要介護者等の輸送サービスを行うことを条件とした事業者を除く。）の営業所が存在しない別表に定める市町村については、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して申請があつた場合には、当分の間2両とする。

(5) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。  
ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル以内の営業区域内にあつて運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。

(5) 自動車車庫

①について

・1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われないおそれが高いことから認めないこととする。

・運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であつて、事業計画に照らし個別に判断することとする。

④について

・(2)②に同じ。

⑤について

・(2)③に同じ。

⑥について

・整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整を意味する。

⑦ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。  
ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画され、かつ、事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(7) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき近畿運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。
- ③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施さ

⑦について

- ・ 道路幅員証明書を求め確認することとする。ただし、前面道路が出入りに支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

④について

- ・ (2)②に同じ。

⑤について

- ・ (2)③に同じ。

(7) 管理運営体制

①について

- ・ 専従する役員のうち1名は、(10)①の法令試験に合格した者であることとする。

②について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものとする。
- ・ 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。

③について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。

④について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨で

れる体制が確立されていること。

- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

（8）運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- ③ 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ④ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

（9）資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
  - （イ）車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借

あり、個別に判断するものとする。

- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。

⑦について

- ・ 別に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものとする。

⑨について

- ・ グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

⑩について

- ・ 運輸規則第3条に規定するところにより、苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。

（8）運転者

（9）資金計画

①～②について

- ・ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。
- ・ 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資

料等

- (ロ) 土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
  - (ハ) 建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
  - (ニ) 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
  - (ホ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
  - (ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
  - (ト) その他 創業費等開業に要する費用（全額）
- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。
- (イ) ①(イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。
  - (ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。
  - (ハ) ①(ニ)～(ト)に係る合計額

(10) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。
  - ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
  - ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(チ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
- (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

産を含めることができることとする。

- ・ 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。
- ・ 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・ その他道路運送法施行規則第6条第1項第6号から第9号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

(10) 法令遵守

- ①について
  - ・ 必要な法令の知識については、専従の役員1名が近畿運輸局等が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。
- ②について
  - ・ 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」及び「労働保険／保険関係成立届（写）」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。
- ③について
  - ・ 本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすおそれが否定できないことから、これらの者についても本規定の対象とすることとしたものであり、法第7条の趣旨を維持するために設けるものである。
  - ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）等に基

- (ロ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ニ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (ホ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- (ヘ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (ト) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
- (チ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。

(11) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合す

(11) 損害賠償能力

契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認するものとする。

<p>る任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。</p>	
<p>(12) 適用</p> <p>① 要介護者等の輸送サービス（以下「ケア輸送サービス」という。）を行うことを条件とした事業については、別途定める審査基準によるものとする。</p> <p>② 道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。</p> <p>③ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。</p>	<p>(12) 適用</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>需給調整規制の廃止に伴い従来、需給調整規制の対象外として認めてきたハイヤー及びジャンボタクシーは、一般の利用が可能な車両を用いて行う事業であり、特殊事業には該当しないものとする。</li> </ul>
<p>(13) 申請時期等</p> <p>① 申請時期</p> <p>許可の申請は、随時受け付けるものとする。</p> <p>ただし、法第8条の緊急調整地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。</p> <p>② 処分時期</p> <p>原則として、随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。</p>	<p>(13) 申請時期等</p>
<p>2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）</p> <p>(1) 1. (1)～(9)・(11)～(13)((12)③を除く。)の定めるところに準じて審査することとする</p> <p>(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。</p> <p>① 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。</p> <p>ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。</p> <p>(イ) 運転者の道路交通法の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）</p>	<p>2. 事業計画の変更の認可等</p> <p>(1)～(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. (1)～(9)・(11)～(13)の定めるところに準じる審査は、以下のとおり行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 営業区域の拡大に係る申請については、事業の許可申請と同等の申請とみなし、1. (1)～(9)・(11)・(12)について十分な審査を行う</li> <li>(b) 自動車車庫の新設又は位置の変更に係る申請においては1. (2)④・(4)・(5)・(6)①について、收容能力の拡大に係る申請においては1. (2)④・(4)・(5)について、また、收容能力の縮小に係る申請においては1. (4)・(5)について、それぞれ十分な審査を行う。</li> <li>(c) 自動車車庫の收容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係る申請においては、1. (2)④・(4)・(5)・(6)①について十分な審査を行う。</li> <li>(d) 営業所の廃止に係る申請においては、1. (1)②・(5)①・(6)①について十分な審査を行う。</li> </ul> </li> </ul>

- (ロ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)
- ② 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。  
ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。
- (イ) 運転者の道路交通法の違反による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)
- ③ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超過する輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。  
ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。
- (イ) 運転者の道路交通法の違反による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)
- ④ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させ

- (e) 営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内のすべての営業所及び自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更(すべての減車)の手続きを伴うものであることを確認することとする。
- ・ 事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)、自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更及び収容能力の拡大に係るものとする。この場合において(2)の適用の対象となる他営業区域における処分の範囲等は別に定めるところによる。
  - ・ ただし、経過措置として、平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者(以下「既存事業者」という。)に係る1.(4)・(5)①・(6)①・(7)②・(12)の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。
    - (a) 同日現在で基準を満たしていなかった営業所(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(4)は適用しない。
    - (b) 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(5)①は適用しない。
    - (c) 同日現在で基準を満たしていなかった休憩睡眠施設(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(6)①は適用しない。
    - (d) 1.(7)②の「法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合」には、「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律(平成12年5月26日法律第86号)附則第6条の規定に基づき改正前の道路運送法第23条第1項の規定の例により運行管理者を選任する場合」を含むものとする。
    - (e) 1.(12)については、同日現在で基準を満たしていなかった者(その後基準を満たした者を除く。)の拡大前の営業区域内の車両に限り、当分の間は適用しない。
  - ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日(行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日)をもって判断するものとする。
  - ・ 「自らの責に帰する重大事故のうち、特に社会的に影響の大きい事故」の判断については、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告書の提出、報道等により直ちに監査を行ったものをもって判断するものとする。

<p>ていないこと。</p> <p>⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。</p> <p>⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。</p> <p>⑧ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。</p> <p>(3) 事業規模の拡大となる申請のうち、以下に掲げる地域に係る営業区域の拡大については（1）のうち1.（13）のみを適用し、（2）に定めるところに準じて審査することとする。ただし、（2）⑤については自らの責に帰する重大事故のうち、特に社会的に影響の大きい事故が発生させた場合に限り適用するものとする。</p> <p>① 泉佐野市、田尻町、泉南市のうち関西国際空港の区域に営業区域を拡大する事業計画変更認可にあっては、別表に定める大阪市域交通圏、河南交通圏、河南B交通圏及び和歌山市域交通圏のうち、いずれかの営業区域内に営業所を有するものとし、少なくとも以下の条件を付すこととする。</p> <p>（イ）関西国際空港を発地とする旅客の輸送に限る。</p> <p>② 豊中市及び池田市のうち大阪国際空港の区域に営業区域を拡大する事業計画変更認可にあっては、別表に定める神戸市域交通圏内に営業所を有するものとする。</p>	
<p>3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）</p> <p>（1）事業を譲り受けようとする者について、1.（1）～（13）の定めるところ（譲受人が既存事業者の場合の1.（10）は2.（2）とする。）に準じて審査することとする。ただし、1.（13）①ただし書きは適用しない。</p> <p>（2）事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。</p> <p>ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年12月17日付け自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。</p>	<p>3. 事業の譲渡譲受の認可</p> <p>（1）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記2. のただし書きに規定する経過措置（(a)を除く。）を準用するものとする。</li> </ul>
<p>4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は第37条第1項）</p>	<p>4. 合併、分割又は相続の認可</p>

<p>(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人について、  1. (1)～(13)の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1. (10)は2. (2)とする。）に準じて審査することとする。ただし、1. (13)①ただし書きは適用しない。  (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1. (4)の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。  (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。  (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。  ① 既存のタクシー事業者（1人1車制個人タクシー事業者を除く。）  ② 分割会社の50%を超える出資による子会社</p>	<p>(1)について  ・ 上記2. のただし書きに規定する経過措置（(a)を除く。）を準用するものとする。    (3)について  ・ 労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出を求めることとする。</p>
<p>5. 運送約款の認可（法第11条第1項）  (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。  (2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること</p>	<p>5. 運送約款の認可（法第11条第1項）</p>
<p>6. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）  別に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>6. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）</p>
<p>7. 許可又は認可に付した条件の変更等（法第86条第1項）  (1) 上記1.～4. の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4. の定めるところにより審査することとする。  (2) 許可にあたっては、許可後6ヶ月以内に事業を開始する旨の条件を付することとする。  (3) 上記1. (12) (③を除く。)に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、緊急調整地域に指定された地域では行わない。</p>	<p>7. 許可に付した条件の変更等    (3)について  ・ 本規定は、緊急調整地域に指定された地域において、これらの条件の解除を行えばタクシーの数が増加することとなることから、道路運送法施行規則第7条第3号の趣旨を維持するために設けるものである。</p>
<p>8. 挙証等  申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。</p>	<p>8. 挙証等  上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。</p>

附則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含む。
3. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」の細部取扱について（平成21年3月11日付け近運自二第1078号）通達の定めによるものとする。

附則

1. この公示は、平成14年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成16年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成16年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附則

1. この公示は、平成16年11月8日以降に処分を行うものから適用する。

附則

1. この公示は、平成17年2月21日以降に処分を行うものから適用する。

附則

1. この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成18年3月30日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成19年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附則

1. この公示は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成21年3月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

1. この公示は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

別表

営業区域 及び 最低車両数

大阪府

- 1. 大阪市域 交通圏 . . . . . 10両  
大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。）及び池田市のうち大阪国際空港の区域
- 2. 北摂 交通圏 . . . . . 5両  
池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡及び豊中市のうち大阪国際空港の区域
- 3. 河北 交通圏 . . . . . 5両  
枚方市、寝屋川市、交野市、四条畷市及び大東市
- 4. 河南 交通圏 . . . . . 5両  
松原市、藤井寺市、柏原市及び羽曳野市
- 5. 河南B 交通圏 . . . . . 5両  
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域に限る。）及び南河内郡
- 6. 泉州 交通圏 . . . . . 5両  
泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡

別表

平成21年10月1日において、一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部

兵庫県

姫路市の家島諸島

平成21年10月1日において、一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村

大阪府

柏原市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域に限る。）、南河内郡太子町、南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村、高石市、泉大津市、阪南市、泉南郡田尻町、泉南郡岬町

京都府

1. 京都市域 交通圏 . . . . . 10両  
京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡
2. 中部 交通圏 . . . . . 5両  
亀岡市、京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。）、南丹市及び船井郡
3. 中丹 交通圏 . . . . . 5両  
福知山市、舞鶴市及び綾部市
4. 丹後 交通圏 . . . . . 5両  
宮津市、京丹後市及び与謝郡

兵庫県

1. 神戸市域 交通圏 . . . . . 10両  
神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市及び川辺郡
2. 姫路・西播磨 交通圏 . . . . . 5両  
姫路市、赤穂市、相生市、宍粟市、たつの市、神崎郡、佐用郡、揖保郡及び赤穂郡
3. 東播磨 交通圏 . . . . . 5両  
加古川市、高砂市、加西市、小野市、三木市、三田市、西脇市、加東市、加古郡及び多可郡
4. 丹波 交通圏 . . . . . 5両  
篠山市及び丹波市
5. 但馬 交通圏 . . . . . 5両  
豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡
6. 淡路島 交通圏 . . . . . 5両  
洲本市、南あわじ市及び淡路市

奈良県

1. 奈良市域 交通圏 . . . . . 5両  
奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域を

京都府

相楽郡和束町、与謝郡伊根町、与謝野郡与謝野町（ただし、平成18年3月1日に編入された旧与謝郡加悦町及び岩滝町の区域に限る。）、綴喜郡井手町、京丹後市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧竹野郡丹後町の区域に限る。）、船井郡京丹波町（ただし、平成17年10月11日に編入された旧船井郡瑞穂町の区域に限る。）、福知山市（ただし、平成18年1月1日に編入された旧天田郡三和町及び夜久野町のそれぞれの区域に限る。）

兵庫県

養父市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧養父郡大屋町及び関宮町のそれぞれの区域に限る。）  
丹波市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧氷上郡市島町の区域に限る。）  
南あわじ市（ただし、平成17年1月11日に編入された旧三原郡緑町の区域に限る。）  
西脇市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧多可郡黒田庄町の区域に限る。）  
加東市（ただし、平成18年3月20日に編入された旧加東郡滝野町及び東条町のそれぞれの区域に限る。）  
姫路市（ただし、平成18年3月27日に編入された旧宍粟郡安富町の区域に限る。）  
美方郡香美町（ただし、平成17年4月1日に編入された旧美方郡美方町の区域に限る。）  
豊岡市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧城崎郡竹野町及び日高町並びに旧出石郡出石町及び但東町のそれぞれの区域に限る。）

奈良県

奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧添上郡月ヶ瀬村の区域に限る。）

除く。)

2. 生駒 交通圏 . . . . . 5 両  
生駒市、大和郡山市及び生駒郡
3. 西大和 交通圏 . . . . . 5 両  
香芝市、葛城市、北葛城郡及び磯城郡
4. 山の辺 交通圏 . . . . . 5 両  
天理市、桜井市、奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域に限る。）及び山辺郡
5. 中部 交通圏 . . . . . 5 両  
大和高田市、橿原市及び高市郡
6. 金剛 交通圏 . . . . . 5 両  
御所市及び五條市（ただし、平成17年9月25日に編入された旧吉野郡西吉野村及び大塔村の区域を除く。）
7. 大台 交通圏 . . . . . 5 両  
宇陀市、五條市（ただし、平成17年9月25日に編入された旧吉野郡西吉野村及び大塔村の区域に限る。）、宇陀郡及び吉野郡

滋賀県

1. 大津市域 交通圏 . . . . . 5 両  
大津市
2. 湖南 交通圏 . . . . . 5 両  
草津市、守山市、栗東市及び野洲市
3. 中部 交通圏 . . . . . 5 両  
近江八幡市、東近江市（ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域を除く。）及び蒲生郡
4. 湖東 交通圏 . . . . . 5 両  
彦根市、東近江市（ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域に限る。）、愛知郡及び犬上郡
5. 湖西 交通圏 . . . . . 5 両  
高島市
6. 湖北 交通圏 A . . . . . 5 両  
長浜市（ただし、平成18年2月13日に編入された旧東浅井郡浅井町及びびわ町の区域に限る。）、東浅井郡及び伊香郡
7. 湖北 交通圏 B . . . . . 5 両  
長浜市（ただし、平成18年2月13日に編入された旧東浅井郡浅井町及びびわ町の区域を除く。）及び米原市

五條市（ただし、平成17年9月25日に編入された旧吉野郡大塔村の区域に限る。）

生駒郡三郷町、磯城郡川西町、山辺郡山添村、吉野郡黒滝村、吉野郡上北山村、吉野郡野迫川村

滋賀県

- 野洲市（ただし、平成16年10月1日に編入された旧野洲郡中主町の区域に限る。）
- 高島市（ただし、平成17年1月1日に編入された旧高島郡マキノ町、安曇川町、高島町及び朽木村のそれぞれの区域に限る。）
- 東近江市（ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町並びに平成18年1月1日に編入された旧神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町のそれぞれの区域に限る。）
- 米原市（ただし、平成17年2月14日に編入された旧坂田郡伊吹町及び平成17年10月1日に編入された旧坂田郡近江町のそれぞれの区域に限る。）
- 長浜市（ただし、平成18年2月13日に編入された旧東浅井郡びわ町の区域に限る。）
- 蒲生郡日野町、蒲生郡安土町、蒲生郡竜王町、愛知郡愛荘町（ただし、平成18年2月13日に編入された旧愛知郡泰荘町の区域に限る。）、犬上郡多賀町、犬上郡甲良町、犬上郡豊郷町、東浅井郡虎姫町、伊香郡高月町、伊香郡余呉町

8. 甲賀 交通圏 . . . . . 5 両  
甲賀市及び湖南市

和歌山県

1. 和歌山市域 交通圏 . . . . . 5 両  
和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、海草郡及び伊都郡かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域を除く。）
2. 橋本 交通圏 . . . . . 5 両  
橋本市及び伊都郡（九度山町、高野町及びかつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域に限る。））
3. 中紀 交通圏 . . . . . 5 両  
有田市、御坊市、有田郡及び日高郡（由良町、日高町、美浜町、印南町及び日高川町）
4. 紀南 交通圏 . . . . . 5 両  
田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡

・上記の営業区域及び最低車両数については、平成19年7月31日現在の行政区画を適用する。

和歌山県

- 紀の川市（ただし、平成17年11月7日に編入された旧那賀郡那賀町の区域に限る。）
- 海草郡紀美野町（ただし、平成18年1月1日に編入された旧海草郡美里町の区域に限る。）、伊都郡九度山町、伊都郡かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域に限る。）、有田郡広川町、日高郡日高町、日高郡みなべ町（ただし、平成16年10月1日に編入された旧日高郡南部川村の区域に限る。）、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡北山村

・上記の一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部及び一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村の行政区画は、平成16年3月31日現在の行政区画を適用する。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

別添様式

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

項目	所要資金額	事業開始に要する資金	備考
(イ)車両費	(取得価格(含未払金)) (1年分のリース料)	(分割の場合月金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分のリース料)	
(ロ)土地費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合月金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分の賃借料)	
(ハ)建物費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合月金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分の賃借料)	
(ニ)機械器具及 び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ)運転資金			
・運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ)保険料等			
自賠責保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
自動車取得税	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト)その他創業 費等	(全額)	(左欄と同額)	
合計			
50%相当額			
自己資金額			

※ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

## 2. 資金の調達方法

### 2. 資金の調達方法

#### (1) 法人の場合

項目	既存法人	設立法人	出資者名	出資金額
資本金				
剰余金等				
増資資本金				
合計				

  

項目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計(記録額)	

#### (2) 個人の場合

金融機関名	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在預貯金額
合計(自己資金額)			